

※エクセルのテンプレートを加工することで、自由にレイアウトのデザインを変更することができます。

雇用契約書(兼)就業条件明示書

2017 年 9 月 1 日

派遣元:株式会社スタッフエクスプレス トライアル と従業員:石川 太郎 は次の条件で派遣労働者雇用契約に締結する。

契約NO: 47-000-118

雇用期間	2017 年 8 月 1 日～2018 年 7 月 31 日			
派遣期間	2017 年 9 月 1 日～2017 年 9 月 30 日			
就業場所名称	株式会社エクスプレス 札幌本社 コールセンター事業部			(TEL) 011-1111-2222
就業場所住所	〒060-0806 北海道札幌市北区北六条西 コールビル40階			
組織単位	○×支部 ○○課 本部長			
派遣先事業所及び責任者	株式会社エクスプレス 札幌本社 (派遣先責任者) 総務部 課長 佐藤 ごろう 北海道札幌市中央区北二条西1丁目10番地 ピア2.1 9F			(TEL) 011-5555-6666
業務内容	テレオペ・テレマーケティング・コールセンター PC操作の問い合わせに対する支援			
指揮命令者	営業 次長 指揮命令 ごろう			(TEL) 011-5555-6666
所定労働時間及び休憩時間	就業時間	契約時間	休憩時間	休憩時間帯
	1. 09:00 ～ 18:00	08:10	00:50	1.12:00～12:50
	2. ～			
	3. ～			
	4. ～			
	5. ～			
変形労働時間制	採用なし			
就業日・休日	就業日:月 火 水 木 金			休日:土 日 祝
年次有給休暇	労働基準法第39条に則って付与する。			
所定時間外労働	〔法定時間内〕1日及び1週間の法定労働時間まで就労させることができる。 〔法定時間外〕1日4時間/1ヶ月45時間/1年360時間迄の範囲まで就労させることができる。 ※法定時間外は乙の労使協定により年6回を限度に1ヶ月75時間(年720時間)まで延長させることができる。			
休日労働	〔法定外休日〕全日において命ずることがある。〔法定休日〕1ヶ月2日まで命ずることがある。			
基本給	・基本料金: 1,000 円/時間 ・残業料金: 1,250 円/時間 ・深夜割増: 250 円/時間 ・法定外休日: 1,250 円/時間 ※計算単位: 始業終業時間 1分(切り上げ)		・法定内休日: 1,350 円/時間	
諸手当				
諸控除				
締切日・支払日	毎月 22日締 翌月 15日支払 ※但し、支払日が金融機関の休日にあたる時は前日に繰り上げて支給する。			
各種保険	健康保険: 手続中			
	厚生年金: 手続中			
	雇用保険: 加入			
安全及び衛生	派遣先及び派遣元は、労働者派遣法第44条から第47条の2までの規定により課された各法令を遵守し、自己に課された法令上の責任を負う。なお、派遣就業中の安全及び衛生については、派遣先の安全衛生に関する規定を適用することとし、その他については、派遣元の安全衛生に関する規定を適用する。			
便宜供与	ロッカーと駐車場が利用可能			
苦情の申出先及び処理方法	(派遣先) 総務部 課長 佐藤 ごろう			(TEL) 011-5555-6666
	(派遣元) 営業部 マネージャー 札幌 シロウ			(TEL) 03-1234-5678
派遣契約解除の場合の措置	派遣契約期間の満了前に派遣労働者の責に帰すべき事由によらない派遣契約の解除を行った場合には、派遣先と連携して他の派遣先を斡旋する等により、派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることとし、これができないときは、まず休業等を行い雇用の維持を図るとともに、労働基準法第26条に基づく休業手当を支払うこと等、雇用主に係る労働基準法等の責任を負うこととする。 また、労働者派遣契約の解除に伴い派遣労働者を解雇する場合は、30日前に予告することとし、30日前に予告しない場合は労働基準法第20条第1項に基づく解雇手当を支払うこととする。			
退職に関する事項	・自己都合により申し出たとき(退職する1ヶ月前以上に届け出ること) ・就業規則の定めにより解雇するとき ・定年(65歳に達したとき)			
契約更新の有無	契約の更新はしない			
派遣元事業所及び責任者	株式会社スタッフエクスプレス トライアル本社 (派遣元責任者) 営業部 マネージャー 札幌 シロウ 東京都千代田区永田町			(TEL) 03-1234-5678

特記事項	既に締結済の雇用契約がある場合は、当該雇用契約に優先して本書面の労働条件を適用する。
労働者派遣に関する料金の額	派遣労働者が所属する事業所における派遣料金の平均額： 1,450 円 / 時間
派遣受入期間制限	派遣先の事業所における期間制限に抵触する最初の日：2020年4月1日 組織単位における期間制限に抵触する最初の日：2020年3月31日
雇用管理の改善等に関する事項に係る相談窓口	株式会社スタッフエクスプレス トライアル 本社 (相談窓口責任者) 営業部 マネージャー 札幌 シロウ 東京都千代田区永田町 (TEL) 03-1234-5678
労働契約申込みみなし制度	派遣受入期間制限に違反した場合は、労働契約申込みみなし制度の対象となります。
派遣先が派遣労働者を雇用する場合の紛争防止措置	派遣先は、派遣元と労働者派遣契約中の派遣労働者を直接雇用してはならない。 労働者派遣の役務の提供の終了後、当該派遣労働者に係る派遣労働者を派遣先が雇用しようとするときは、派遣先は派遣元に予めその旨を通知しなければならない。派遣先による派遣労働者の直接雇用が、派遣元と当該派遣労働者間での雇用契約をもたらすときは、派遣先は職業紹介を行うことが可能な場合は職業紹介により紹介手数料を支払うこと、その他の対策については派遣先は派遣元と誠意をもって協議しなければならない。

本書は2通作成し、派遣元と従業員が各1通を保有する。

派遣元は本書にて提示した内容に相違ないことを保証し、従業員は上記提示内容を承諾する。

派遣元

〇〇県〇〇区〇〇町〇丁目〇-〇

従業員

住所：東京都中央区東日本橋1-1-1

株式会社スタッフエクスプレス トライアル
代表取締役 山本 太郎

印

氏名：石川 太郎

印

一般労働者派遣事業許可(許可年月日)：派12-345678 (2008年1月1日)

有料職業紹介事業許可(許可年月日)：12-7-345678 (2008年1月1日)